

「航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間に関する通達の改正」に対する  
 主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

頂いたご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>連続式耐空証明の交付基準として「認定事業場における整備作業の実施」を求めているが、本要件は耐空証明の有効期間とは関係しないのではないか。</p>	<p>ご指摘の要件は、航空法第19条第1項及び航空法施行規則第31条の2の規定により、客席数30席又は最大離陸重量15トンを超える事業用航空機については既に義務化されており、国土交通省としては、連続式耐空証明を交付する航空機については、継続的に耐空性を維持する観点から、品質管理体制を始めとする適確な作業実施能力を国が認定した事業場により、整備作業が実施される必要があると考えています。</p>
<p>一般的な信頼性管理方式は、不具合発生の未然防止や再発防止など、元来、整備の効率化やダウンタイムの削減などを目的としたものであり、耐空性の有効期間とは関連しないのではないか。</p>	<p>信頼性管理方式は、航空機及びそのシステム・装備品等の性能を継続的に監視し、適切に分析・評価することにより、不具合を未然に防止するための必要な措置を行うものであり、継続的に耐空性を維持するうえで有効かつ重要な方策であることから、従来から連続式耐空証明の交付要件としてきたところであり、引き続き求める必要があると考えています。</p>
<p>米国などにおいてはオン・デマンド・チャーター事業機についても連続式耐空証明と同様の扱いを受けていることから、国際的な競争力確保の観点から、我が国においても同様の扱いとすべきではないか。</p>	<p>今回の通達改正については、新規に連続式耐空証明の交付を受けようとする事業者に対し、詳細基準を設定・提示することを目的としたものです。本基準に適合すれば、連続式耐空証明を交付することができると考えています。</p>

※ 頂いたご意見のうち本件（航空運送事業の用に供する航空機の耐空証明の有効期間に関する通達の改正）に直接関係のないご意見についても、今後の参考とさせていただきます。